



2026年6月5日

各位

上場会社名 コクヨ株式会社
代表者 代表執行役社長 黒田 英邦
(コード番号 7984 東証プライム)
問合せ先責任者 執行役員
ファイナンス&アカウンティング本部長
本田 仁志
(TEL06-6976-1221)

株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、株主優待制度を一部変更することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするとともに、当社の事業内容をより一層ご理解していただくことを目的として、株主優待制度を導入しております。

今般、当社株式への投資魅力をさらに高めるとともに、中長期にわたり当社株式を継続して保有してくださる株主様に報いるため、株主優待制度を一部変更させていただくことといたしました。

2. 変更の内容

(1) 最低保有株式数の引き下げ及び継続保有期間の新設

「500株以上2,000株未満」の区分を新設し、同区分においては半年以上当社株式を継続保有(※)いただいている株主様を対象といたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 優待内容 | 変更前 | | 変更後 | | |
|--------------------|--------------------------|----------|---------------------------------------|--------------------------|----------|
| | 2,000株以上 4,000株未満 | 4,000株以上 | <u>500株以上</u> <u>2,000株未満</u> | 2,000株以上 4,000株未満 | 4,000株以上 |
| 自社グループ商品 | 4,000円相当 | 7,000円相当 | <u>4,000円相当</u> | 4,000円相当 | 7,000円相当 |
| 社会貢献活動への寄付 | 4,000円 | 7,000円 | <u>4,000円</u> | 4,000円 | 7,000円 |
| 基準日及び 継続保有期間(※) | 毎年12月31日 (継続保有期間制限なし) | | <u>毎年12月31日時点</u> <u>で半年以上継続保有</u> | 毎年12月31日 (継続保有期間制限なし) | |

※継続保有期間の判定基準の詳細につきましては、後記の「(4) 継続保有期間の判定について」をご参照ください。

【適用時期】

2026年12月31日時点の株主名簿に記録された、条件を満たす株主様より適用を開始いたします。

(2) 株主優待限定グッズの贈呈

優待内容である自社グループ商品の一部として、新たに株主優待限定グッズも贈呈いたします。

※株主優待限定グッズの内容は保有株式数にかかわらず共通です。

【適用時期】

2026年12月31日時点の株主名簿に記録された、条件を満たす株主様より適用を開始いたします。商品の発送は2027年5～6月頃を予定しております。

(3) 長期保有株主様の株主様向けイベントへの優先招待

継続保有期間及び保有株式数に応じて、当社主催の株主様向けイベントへの参加に係る当選確率を引き上げる優待特典を新設いたします。

- 対象：500株以上保有する株主様(保有株式数・継続保有期間に応じて当選確率が変動します)
- 当選確率の引き上げ内容

| | 500株以上 | 2,000株以上 |
|----------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 基準日及び継続保有期間(※) | 毎年6月30日又は12月31日 時点で半年以上継続保有 | 毎年6月30日又は12月31日 時点で3年以上継続保有 |
| 当選確率 | 3倍 | 5倍 |

※継続保有期間の判定基準の詳細につきましては、後記の「(4) 継続保有期間の判定について」をご参照ください。

【適用時期】

2026年12月31日時点の株主名簿に記録された、条件を満たす株主様より適用を開始いたします。

また、より多くの株主様にご参加いただけるよう、2026年9月発行予定の中間株主通信にてご案内するイベントより、先行して開催規模(定員)を拡大いたします。開催内容につきましては、昨年東京と大阪で実施したオフィス見学ツアーと同様の企画を予定しております。

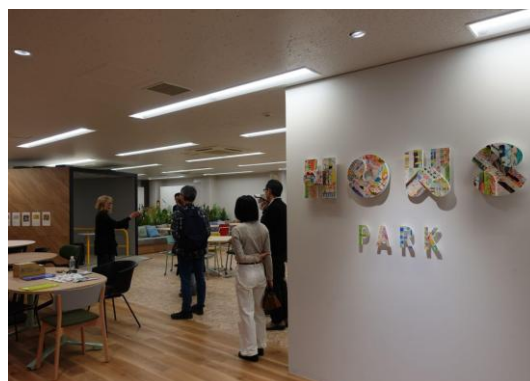
なお、当選確率の引き上げが適用される2027年以降のイベントにつきましては、その詳細を2027年9月発行予定の中間株主通信及び当社IRサイトにてお知らせいたします。

(当社IRサイトURL：<https://www.kokuyo.com/ir/>)

【2025年度 株主様向けイベントの様子】



東京品川オフィス「THE CAMPUS」



旧大阪本社（大阪新深江オフィス）

(4) 継続保有期間の判定について

- 継続保有期間の判定は、基準日（6月末日又は12月末日）から過去に遡って行います。
- 「継続保有期間:半年以上」とは、基準日（6月末日又は12月末日）における当社株主名簿に当社普通株式500株（又は2,000株）以上の保有記録が同一の株主番号で連続して2回以上記録されていることを指します（2026年12月31日を基準日とする初回においては、2026年6月30日時点の株主名簿に記録され、以降継続して保有されている株主様が対象となります）。
- 「継続保有期間:3年以上」とは、基準日（6月末日又は12月末日）における当社株主名簿に当社普通株式2,000株以上の保有記録が同一の株主番号で連続して7回以上記録されていることを指します（2026年12月31日を基準日とする初回においては、2023年12月31日時点の株主名簿に記録され、以降継続して保有されている株主様が対象となります）。
- 2025年7月1日付の当社普通株式の株式分割を跨いで継続保有されている株主様の保有株式数の判定にあたっては、当該株式分割による影響を考慮して算出いたします。
- 「同一の株主番号」の記録の連続性が中断された場合には、継続保有要件を満たさないものとして取り扱います。詳細は、株式をお預けの証券会社様にお問合せください。

以上